

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の
連携プロジェクトチームの立上げについて

令和8年1月20日
関係省庁申合せ

1 趣旨

こども家庭庁、厚生労働省及び文部科学省が連携し、ヤングケアラーの支援のより一層の充実を図る方策について検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」を開催する。

2 検討事項

各地方公共団体の福祉部局、介護部局、医療部局、就労支援部局及び教育部局がより一層連携し、支援を必要としているヤングケアラーを早期に発見して必要な支援を行う取組を更に推進するための方策を検討する。

3 実施方法

- (1) 別紙の構成員において、「2 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者等に協力を求めることができる。

4 その他

- (1) 本プロジェクトチームに関する事務局は、こども家庭庁支援局虐待防止対策課が担い、庶務はこども家庭庁支援局虐待防止対策課、厚生労働省社会・援護局総務課及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課において協力して行う。
- (2) その他プロジェクトチームの運営等に関する事項は、必要に応じ構成員に諮って定める。

(別紙)

議長

こども家庭庁支援局長

副議長

厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

構成員

(こども家庭庁)

支援局虐待防止対策課長

支援局虐待防止対策課企画官（こども若者支援担当）

支援局家庭福祉課企画官（ひとり親家庭等支援担当）

支援局障害児支援課長

成育局成育環境課長

(厚生労働省)

健康・生活衛生局難病対策課長

健康・生活衛生局がん・疾病対策課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長（併）地域共生社会推進室長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

老健局認知症施策・地域介護推進課長

人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当参事官室長併任）

医政局総務課保健医療技術調整官

(文部科学省)

初等中等教育局児童生徒課長

高等教育局学生支援課長

総合教育政策局地域学習推進課長